

流山市農業委員会  
平成29年第12回  
総会議事録

平成29年11月27日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成29年第12回総会議事録

- 1 期 日 平成29年11月27日(月)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 9番 山崎 日出男  
10番 小嶋 悦子
- 5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)
- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 亨    | 2番 金子 孝博   |
| 3番 中嶋 清    | 4番 小菅 康男   |
| 5番 染谷 一嘉   | 6番 石井 保    |
| 7番 吉田 達弘   | 8番 岡田 長政   |
| 9番 山崎 日出男  | 10番 小嶋 悦子  |
| 11番 小倉 節子  | 12番 水代 啓司  |
| 推進委員 秋元 正  | 推進委員 酒巻 孝美 |
| 推進委員 小林 常男 | 推進委員 増田 正美 |
- 6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)
- 7 書記名 主事 中里 友希
- 8 事務局 事務局次長 秋元 学

### 9 会議目次

- (1) 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(継続審査)..... 1
- (2) 議案第60号 農用地利用集積計画の決定について..... 2
- (3) 議案第61号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について..... 5
- (4) 議案第62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について..... 7
- (5) 報告第26号 合意解約の通知について..... 8
- (6) 報告第27号 専決処理の報告について..... 9

開会 午後3時20分

水代議長 それでは、ただ今から平成29年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。

9番、山崎委員、10番、小嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。秋元次長。

秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、継続審査案件の議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(恒久転用)」、議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」、議案第61号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、及び議案第62号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」の4議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第26号「合意解約の通知について」及び報告第27号「専決処理の報告について」、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第48号「農地法第五条の規定による許可申請について(県許可)(継続審査)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第48号

農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(継続審査)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成29年11月27日提出

本件の申請につきましては、都市計画法の市街化調整区域内の農地を売買で取得し、流通施設用地に農地転用することから、農地法第5条の規定に基づき、許可申請がなされましたが、継続審査となったものであります。

また、当該申請地は、本市が千葉県から権限移譲を受けております20,000平方メートルを超えていることから、県許可となるものであります。

申請がありました当該権利者は、東京都渋谷区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市平方及び中野久木の田畑204筆で、転用面積は139,093平方メートルです。

次に、移転の原因は売買であります。

申請事由ですが、インターネット通販等の成長に伴い、首都圏における大型物流施設の需要が高まっていることから、申請がなされたものであります。

次に、申請地の農地区分についてですが、規模が10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は、農地転用許可ができないとされておりますが、今回の申請は流通業務施設に該当し、第1種農地の不許可の例外として、許可ができるものであります。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 なお、本案については、石井委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時26分 石井委員退席)

水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第48号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって、議案第48号については、許可相当とすることに決定いたしました。ありがとうございました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時28分 石井委員入室)

水代議長 次に、議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

## 議案第60号

### 農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めらる。

平成29年11月27日提出

はじめに、この農用地利用集積制度につきまして、再度、ご説明いたします。

この制度は、農業経営規模拡大を目指す方へ農地確保を推進するため、また、高齢化等により遊休化している農地の有効活用を図るために設けられた制度で、市町村が貸し手と借り手の間に入り、手続きが行われるものであります。

議案の1番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で、職業は農業です。

借り受ける農地につきましては、名都借の畑1筆、面積は、350平方メートルです。

次に、利用権設定期間につきましては、新規により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の2番と3番につきましては、関連がありますので、一括して説明します。

権利者は、流山市大字平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。

借り受ける農地につきましては、平方の田2筆、合計面積は、2,204平方メートルです。

次に、利用権設定期間につきましては、議案の2番は、更新により3年間、議案の3番は、更新により6年間です。

何れも、移転の原因は、賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、2ページと3ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案の4番から8番につきましても、関連がありますので、一括して説明します。

権利者は、富里市に住所を有する法人です。

借り受ける農地につきましては、中野久木の畑21筆、合計面積は、15,218.47平方メートルです。

次に、利用権設定期間につきましては、議案の4番と8番については、更新により6年間、議案の5番から7番は、更新により10年間です。

何れも、移転の原因は、賃貸借です。本件の議案案内図につきましては、4ページから6ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

なお、議案書の8ページに、今年度の農用地利用集積事業の目標面積、今月の実績、先月までの実績等を記載しております。

今月の農用地利用集積は、以上の8件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

岡田委員長 議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が7件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は36歳でございます。農業従事者は1名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、カリフラワー等が作付されておりました。

次に、更新の案件でございます。

2番ですが、次の3番と同一の権利者のため一括でご報告いたします。本件については、相手を変更して、2番は3年間、3番は6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は250日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、稲刈済みの状態でした。

次に、4番ですが、以降8番まで同一の権利者のため、一括でご報告いたします。本件については、引き続き、4番及び8番は6年間、その他は10年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者は富里市に本店を置く農地所有適格法人です。農業従事者は10名で、農業従事日数は250日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、ニンジン等が作付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございました。

なお、本案の2番と3番については、小菅委員に關係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、關係委員の退席を願い、審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後3時34分 小菅委員退席)

水代議長 これより、本案の2番と3番に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第60号の2番と3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第60号の2番と3番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後3時35分 小菅委員入室)

水代議長 次に、本案の1番、4番から8番に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第60号の1番、4番から8番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第60号の1番、4番から8番について、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第61号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第61号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

平成29年11月27日提出

初めに、この証明願の概要について、再度、ご説明をさせていただきたいと思いません。

市街化調整区域にある田や畑の地目を、宅地や山林などの農地以外の地目に変更しようとする場合には、農地転用の許可を受けてから登記簿の地目を変更すること

になりますが、農地転用関係事務指針によって、土地登記簿上の地目が農地の場合でも、現況が『既に農地以外の土地となっていることが明白なもの』で、『20年以上経過していると認められる土地』については、この証明願の手続きを行うことによって、農地から農地以外のものに、地目変更の登記手続きを行うことができるというものであります。

それでは、今月の証明願いについて、ご説明をさせていただきます。

申請者は、流山市大字西深井にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆、面積は427平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地であります。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

次に、本件の議案案内図につきましては、7ページと8ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

岡田委員長 議案第61号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案につきましては、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1.2キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が平成7年に相続により取得した土地で、昭和38年ごろに、配置図のように、当時の所有者が自宅を建築したとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第61号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第61号については、証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第62号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第62号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成29年11月27日提出

初めに、本件につきましては、市街化区域内にある生産緑地の指定を受けている農地について、今まで農作業を中心に行っていた方が、身体の故障(病気)を理由に農作業の継続が困難になったため、今回買取り申出の際に必要な主たる従事者証明願の提出があったものであります。

次に、申請者につきましては、流山市十太夫にお住いの方で、申請がありました土地は、流山市十太夫にあります畑1筆、面積3,143平方メートルで、現在、土地区画整理事業中の土地であり、仮換地面積は1,729.96平方メートルになります。

買取り申出事由の生じた方につきましては、本人で、身体の故障を原因に、今回、生産緑地の解除をするための手続きとなる、「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

また、この案件の議案案内図につきましては、9ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願」の説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

岡田委員長 議案第62号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましては、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約600メートルに位置している土地でございます。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者本人です。従事日数は、元気な頃は年間200日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が今年の8月に農業従事が不可能と診断され、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、農業経営が不可能となったため、証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、一部ネギ等が作付されている状態でした。

なお、申請者は申請地の他に、約1,300平方メートルの生産緑地を所有しておりますが、そちらは今後も申請者の従弟夫婦が耕作していくため、今回は買取申出を行わないとのことでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が病気になる前は、農業経営の中心として従事しており、その者が病気になったことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番(吉田委員) 主たる従事者は申請者1名ですか。というのは、残りの1,300平方メートルを親戚の方がやられるということで、本人以外主たる従事者はいないのかなと推察するのですが。

秋元次長 従弟と奥さんの2人でやっていくということです。

7番(吉田委員) 奥さんも主たる従事者になっているということですか。

中里主事 奥様というのは、申請者の奥様ではなく、従弟の方の奥様になります。従弟の方と奥様のお2人が従事者として登録されております。

12番(水代委員) 従弟が主たる従事者として登録されているんですか。

中里主事 登録されております。

水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第62号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第62号については、証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第26号「合意解約の通知について」報告を求めます。

秋元次長。

秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第26号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成29年11月27日報告

初めに、この「合意解約の通知について」、再度ご説明いたします。

農地法第18条第6項の規定により、貸し借りが行われている農地について、貸主、借主の双方の合意による解約が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されております。

このことから、本件につきましては、先月に合意解約の通知書が提出されましたことから、ここで、ご報告をさせていただくものです。

次に、合意解約が行われました農地につきましては、流山市中野久木にあります田1筆、面積は1,031平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年10月23日であります。

また、この報告の議案案内図につきましては、10ページにありますので、ご参照いただきたいと思います。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上です。

よろしく願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第27号「専決事項の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

秋元次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第27号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月27日報告

この専決処理の報告についてですが、事務局長は、農地法第3条の3第1項、第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の届出について、専決することができるかと規定されております。

また、農業委員会事務局規程により、前項に規定する事項を専決したときは、次回の農業委員会総会に報告しなければならないと規定されており、毎月、総会のなか

でご報告をさせていただいているものであります。

それでは、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。今月の農地法第4条の届出のご報告は、6件、13筆、7,371平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の農地法第5条の届出のご報告は36件、692筆、347,163平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が5件、工鉦業用地が1件の計6件の届出がありました。今月の4条届出の合計は、以上6件、合計面積は7,371平方メートルでした。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が15件、マンションの区分所有が19件、その他建物施設用地が2件の計36件の届出がありました。今月の5条届出の合計は、以上36件、合計面積は347,163平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第12回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時50分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年11月27日

流山市農業委員会会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

小嶋悦子

流山市農業委員会委員

山崎日出男